

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成二十年四月一日

## 目次

### 規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課) 一

### 訓 令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 七

## 規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条の二の次に次の二条を加える。

(緊急対策チーム)

第四条の三 部及び班の所掌事務のうち、緊急を要し、かつ部及び班の横断的な調整を必要とするものについての確かつ迅速に対応するため、必要に応じて災害対策本部に別表第三に掲げる緊急対策チームを置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 緊急対策チームに、リーダー及び副リーダーを置く。

3 リーダー及び副リーダーは、別表第三リーダー、副リーダー担当職欄に掲げる職にある者をもつて充てる。

4 リーダーは、災害対策本部長の命を受け、緊急対策チームの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代行する。

6 リーダー及び副リーダーともに事故があるときは、その属する緊急対策チームの班長のうち、あらかじめリーダーが指名する者が、その職務を代行する。

(本部連絡員)

第四条の四 災害対策本部に、本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 次の課の課長補佐相当職にある者で、あらかじめ所屬長が指名するもの

広報課

総務部財政課

総合企画部総合政策課

環境生活部環境生活政策課

健康福祉部健康福祉政策課

産業労働観光部産業政策課

農政部農政課

林政部林政課

県土整備部建設政策課

県土整備部道路維持課

県土整備部河川課

県土整備部砂防課

都市建設部都市政策課

ぎふ清流国体推進局総務企画課

二 出納事務局出納管理課、教育委員会教育総務課及び警察本部警備第二課の課長補

佐又は係長相当職にある者で、あらかじめ所屬長が指名するもの

第五条第二項中「本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等」

を「災害情報の収集、集約及び公表」に改め、同条第三項中「及び本部連絡員」を削り、

同条第四項中「危機管理課長」を「危機管理課長」に改め、「本部連絡員は次の各

号に掲げる者を」を削り、同項中第一号及び第二号を削る。

第六条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第七条中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第八条第五項中「支部長を」を「支部長を」に、「事故」を「事故が」に改め、同

条第七項中「別表第四」を「別表第五」に改め、「掲げる」の下に「職にある」を加え、

同条第八項中「指定する職にある者」を「指名する者」に改める。

第九条中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条第四項中「掲げる」の下に「職に

ある」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第一条の一関係)

秘書広報総括監

危機管理統括監

総務部長

総合企画部長

環境生活部長

健康福祉部長

産業労働観光部長

農政部長

林政部長

県土整備部長

都市建設部長

ぎふ清流国体推進局長

会計管理者

教育長

警察本部長

別表第二秘書広報部の部長、副部長担当職の欄中「秘書広報統括監」を「秘書広報

総括監」に改め、同表危機管理部の部危機管理班の項第三号中「災害ボランティア及び

災害ボランティアコーディネーター」の連絡調整」を「緊急通行車両の確認」に改め、同

項に次の一号を加える。

4 防災交流センター及び広域防災センターの災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二危機管理部の部防災班の項第四号中「災害時における」を削り、同項第六号

中「で行う災害対策のうち他班に属さない事項の指示及び連絡」を「の災害対策」に改

め、同項第七号中「災害時の職員の市町村派遣」を「被災地への調査員の派遣」に改め、

同項第十号中「緊急通行車両の確認」を「災害ボランティア及び災害ボランティアコー

ディネーターの連絡調整」に改め、同部消防班の項に次の二号を加える。

5 消防の広域応援(緊急消防援助隊を含む)に関すること。

6 消防学校の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二総務部の部人事班の項事務分掌の欄を次のように改める。

1 災害関係職員の動員、派遣等に関すること。

2 職員研修所の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二総合企画部の部総合政策班の項に次の一号を加える。  
 3 外部機関の災害現地受入窓口及び調整に関する事。  
 別表第二総合企画部の部市町村班の項第一号中「災害時における」を削り、同項の次に次のように加える。

地域振興班	総合企画部	災害対策の応援に関する事。
地域振興課長		

別表第二総合企画部の部国際班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 在住外国人等に係る災害対策の連絡調整に関する事。
- 2 旅券センターの災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二総合企画部の部国体準備班の項を削り、同表環境生活部の部環境生活政策班の項第三号中「災害時における」を削り、同項に次の一号を加える。

- 5 県民生活相談センターの災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二環境生活部の部廃棄物対策班の項第一号中「災害時における市町村が実施する清掃及び清掃施設の対策」を「市町村、一部事務組合及び広域連合がごみ、し尿その他一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同部地球環境班の項第一号中「災害時における」を削り、同部人づくり文化班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 私立学校の災害対策に関する事。
- 2 県有文化施設（人づくり文化課所管分）の災害対策に関する事。

別表第二環境生活部の部人権施策推進班の項中「の連絡調整」を削る。

別表第二健康福祉部の部健康福祉政策班の項第二号中「医療班」を「医療救護班」に改め、同項第三号中「及び連絡調整」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、同部医療整備班の項第一号中「医療班」を「医療救護班」に改め、同項第二号中「衛生専門学校等」を「県立看護大学、衛生専門学校等」に改め、同項第三号中「災害対策」の下に「及び連絡調整」を加え、同項に次の一号を加える。

4 D M A T（災害派遣医療チーム）の派遣に関する事。  
 別表第二健康福祉部の部保健医療班の項第一号中「災害時における」を削り、同項に次の三号を加える。

- 3 市町村保健センター等の災害対策に関する事。
- 4 保健師の派遣に関する事。
- 5 精神保健福祉センターの災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二健康福祉部の部生活衛生班の項第一号を削り、同項第二号中「災害時における」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「災害時における」を削り、同号を同項第五号とし、同部業務水道班の項第一号中「災害対策用医薬品」の下に「及び血液の調達」を加え、同項第二号中「災害時における」及び「生活衛生班に属するものを除く。」を削り、同項に次の一号を加える。

- 4 水道技術職員の応援調整に関する事。

別表第二健康福祉部の部障害福祉班の項に次の一号を加える。

- 4 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所等の災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二健康福祉部の部子ども家庭班の項第五号中「子ども相談センター等」の下に「災害対策及び」を加え、同部国民健康保険班の項を次のように改める。

地域福祉国保班	健康福祉部 地域福祉国保課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免に関する事。</li> <li>2 災害による国民健康保険の国及び県支出金の申請に関する事。</li> <li>3 被災者に対する後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免に関する事。</li> <li>4 災害による後期高齢者医療国庫支出金の申請に関する事。</li> <li>5 社会福祉施設（地域福祉国保課所管分）の災害対策に関する事。</li> <li>6 被災者に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用に関する事。</li> <li>7 被災世帯に対する生活福祉資金等の融資に関する事。</li> <li>8 災害救助の応援実施に関する事。</li> </ol>
---------	-------------------	---

別表第二産業労働部の部名中の欄中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同部部長、副部长担当職の欄中「産業労働部長」を「産業労働観光部長」に、「産業労働部次長」を「産業労働観光部次長」に改め、同部産業政策班の項班長担当職の欄中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同項第一号中「産業労働部内」を「産業労働観光部内」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

4 計量検定所の災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二産業労働部の部ぎふブランド振興班の項中「ぎふブランド振興班」を「モノづくり振興班」に、「産業労働部」を「産業労働観光部」に、「ぎふブランド振興課長」を「モノづくり振興課長」に改め、同項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 岐阜県ロボットプラザの災害対策及び連絡調整に関する事。
- 2 災害対策用物資の確保等に関する事。

別表第二産業労働部の部商業流通班及び企業誘致班の項中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同部情報産業班の項中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 情報科学芸術大学院大学及び国際情報科学芸術アカデミーの災害対策及び連絡調整に関する事。
- 2 情報産業施設の災害対策に関する事。

別表第二産業労働部の部中小企業班の項中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同部観光交流班の項中「観光交流班」を「観光・ブランド振興班」に、「産業労働部」を「産業労働観光部」に、「観光交流課長」を「観光・ブランド振興課長」に改め、同部労働雇用班の項中「産業労働部」を「産業労働観光部」に改め、同項第二号中「職業能力開発短期大学校」を「国際たくみアカデミー」に、「職業能力開発校」を「木工芸術スクール」に改め、同表農政部の部農政班の項第二号中「のための連絡調整」を削り、同項に次の一号を加える。

6 技術職員（農業）の派遣に関する事。

別表第二農政部の部農業技術班の項第一号から第三号までの規定中「災害時における」を削り、同項第五号中「災害対策」の下に「及び連絡調整」を加え、同項に次の一号を

加える。

6 地域農業改良普及センター及び病害虫防除所の災害対策に関する事。

別表第二農政部の部農産園芸班の項第二号及び第三号中「災害時における」を削り、同項第五号中「災害対策」の下に「及び連絡調整」を加え、同部畜産班の項第二号中「災害時における」を削り、同項第四号中「等の施設」を削り、同部水産班の項第二号から第四号までの規定中「災害時における」を削り、同表林政部の部林政班の項第二号中「のための連絡調整」を削り、同項第三号中「樹苗等」を「苗木等」に改め、同項第四号中「災害対策」の下に「及び連絡調整」を加え、同項に次の一号を加える。

5 技術職員（林業）の派遣に関する事。

別表第二林政部の部農産材流通班の項第六号を削り、同部森林整備班の項第三号中「災害時における」を削り、同表農土整備部の部建設政策班の項第四号中「のための連絡調整」を「対策」に改め、同項に次の一号を加える。

6 技術職員（土木）の派遣に関する事。

別表第二農土整備部の部道路建設班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 水防に関する事。
- 2 東海環状自動車道事務所の災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二農土整備部の部道路維持班の項第二号中「その対策」を「対策」に改め、同項第三号中「道路情報」の下に「の収集」を加え、同部河川班の項第四号中「飲料水の緊急給水」を「災害時の関係利水者」に改め、同項に次の一号を加える。

6 犀川管理事務所、阿多岐ダム管理事務所等の災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二農土整備部の部砂防班の項第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 公共土木施設被害の把握に関する事。

別表第二都市建築部の部都市政策班の項第二号中「都市計画施設」を「都市施設等」に改め、「災害対策」の下に「全般」を加え、同項第三号中「災害時における」を削り、同部公共交通班の項中「災害時における鉄道輸送、バス輸送等の」を「鉄道輸送、バス輸送等の災害対策の支援及び」に改め、同部街路公園班の項第一号中「街路」を「街路事業」に改め、同項第二号中「公園施設」を「都市公園施設」に改め、「災害対策」の下に「及び支援」を加え、同項に次の一号を加える。

3 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の災害対策及び連絡調整に関する事。

別表第二都市建築部の部下水道班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 市町村公共下水道施設の災害対策の支援に関する事。
- 2 流域浄水事務所の災害対策及び連絡調整に関する事。
- 3 下水道被災調査員の派遣に関する事。

別表第二都市建築部の部建築指導班の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

3 建築事務所の災害対策に関する事。

別表第二都市建築部の部水道企業班の項第一号中「の連絡調整」を削り、同項第二号中「用水道施設の災害対策」を「他用水供給事業者等との連絡調整」に改め、同部の次に次のように加える。

ぎふ清流国体推進部	部長 ぎふ清流国体推進局長 副部長 ぎふ清流国体推進局長	総務企画推進局 総務企画課長	災害対策の応援に関する事。
ぎふ清流国体推進部	部長 ぎふ清流国体推進局長	画班 体推進局 総務企画課長	災害対策の応援に関する事。
ぎふ清流国体推進部	部長 ぎふ清流国体推進局長	施設調整課 施設調整課長	災害対策の応援に関する事。
ぎふ清流国体推進部	部長 ぎふ清流国体推進局長	競技式典推進局 競技式典課長	災害対策の応援に関する事。

別表第二出納部の部出納管理班の項第三号中「義援金の」の下に「募集、受入及び」を加える。

別表第二教育部の部教育総務班の項に次の一号を加える。

4 教育事務所の災害対策に関する事。

別表第二教育部の部教育財務班の項に次の一号を加える。

4 文教施設の応急危険度判定士の派遣に関する事。

別表第二教育部の部社会教育文化班の項に次の一号を加える。

3 県有文化施設等（社会教育文化課所管分）の災害対策に関する事。

別表第二教育部の部スポーツ健康班の項第一号及び第二号中「災害時における」を削る。

別表第五東京地方連絡部の項第三号中「当つて」を「当たつて」に、「あつ旋」を「あつせん」に改め、同表を別表第六とする。  
別表第四総務班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 1 支部内の連絡及び調整に関する事。
- 2 災害関係職員の出動及び派遣に関する事。
- 3 気象情報の伝達等に関する事。
- 4 庁舎その他財産の災害対策に関する事。
- 5 消防の広域応援に関する事。
- 6 自衛隊の災害派遣に関する事。
- 7 その他応援部隊の受入調整に関する事。
- 8 市町村における災害対策の指導又は連絡、調整に関する事。
- 9 被災地の情報収集及び集約に関する事。
- 10 市町村への職員派遣（情報収集及び市町村支援等）に関する事。
- 11 外部機関の災害現地受入窓口及び調整に関する事。
- 12 市町村、一部事務組合及び広域連合がごみ、し尿その他一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動に関する事。
- 13 公害防止対策に関する事。
- 14 公害防止施設等の災害対策に関する事。
- 15 自然公園施設等の災害対策に関する事。
- 16 下水道終末処理施設に関する事。
- 17 食料物資供給に関する事。
- 18 ガス等の災害復旧に関する事。
- 19 緊急通行車両の確認に関する事。
- 20 災害活動に協力する女性団体及び青年団の連絡及び調整に関する事。
- 21 災害救助法に関する事。
- 22 社会福祉関係の災害対策に関する事。
- 23 商工業関係の災害対策に関する事。
- 24 義援金の受付に関する事。
- 25 その他、支部の各班で所管しない業務に関する事。

別表第四税務班の項に次の一号を加える。

3 庁舎その他財産の災害対策に関する事（庁舎管理を担当する場合に限る。）。

別表第四広域水道班の項第一号中「災害時における県営水道施設、設備の」を「水道事務所の設備」に改め、同項に次の一号を加える。

3 受水事業者との連絡調整に関すること。

別表第四保健班（保健所が設置する保健班は、所管の保健所に置かれる事務所を含む。）の項第一号から第三号までの規定中「災害時における」を削り、同項第四号中「関すること」の下に「庁舎管理を担当する場合に限る。」を加え、同項第五号中「災害時における」を削り、同表病害虫防除班の項及び地域農業普及班の項中「災害時における」を削り、同表家畜保健衛生班の項第一号中「災害時における」を削り、同項第二号中「関すること」の下に「庁舎管理を担当する場合に限る。」を加え、同表土木班の項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「関すること」の下に「庁舎管理を担当する場合に限る。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「その対策」を「対策」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 土木施設及び都市施設の被害情報の収集及び集約に関すること。

別表第四建築班の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条の三関係）

緊急対策チームの組織及び事務分掌

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー担当職	構成班	事務分掌
指揮総括チーム	リーダー 危機管理統括監 副リーダー 危機管理副統括監	危機管理部各班	災害対策本部の総括及び調整に関すること。
災害情報集約チーム	リーダー 危機管理統括監 副リーダー	秘書広報部各班 危機管理部各班 情報企画班	災害情報の収集、集約及び公表に関すること。

△	△	△	△	△	△	△	△
危機管理課長	広報課長	防災班	ヘリコプターの活動状況の把握及び調整に関すること。	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること。	職員派遣の総括及び調整に関すること。	国の各省庁等との渉外に関すること。	災害時の医療救護体制の確保及び医療機関との調整に関すること。
リーダー 危機管理統括監 副リーダー 防災航空センター長	リーダー 危機管理統括監 副リーダー 防災課防災対策監	危機管理部各班 人づくり文化班 廃棄物対策班 健康福祉政策班 教育財務班 学校支援班 特別支援教育班	総務部各班 市町村班 その他関係班	総務部各班 危機管理統括監 副リーダー 防災課防災対策監	リーダー 総務部長 副リーダー 総務部次長	秘書広報部各班 総合企画部各班 危機管理班 財政班 環境生活政策班 健康福祉政策班 産業政策班 農政班 林政班 建設政策班 都市政策班 出納管理班 教育総務班	健康福祉部各班 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部医療技監

この規則は、公布の日から施行する。

<p>県民相談員</p> <p>リーダー 環境生活部長 副リーダー 環境生活部次長</p>	<p>被災者支援員</p> <p>リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長</p>	<p>交通対策員</p> <p>リーダー 県土整備部長 副リーダー 県土整備部土木技監</p>	<p>危険判定員</p> <p>都市建築部次長</p>	<p>食料物資員</p> <p>リーダー 産業労働観光部長 副リーダー 産業労働観光部次長</p>
<p>環境生活部各班 危機管理班 中小企業班 農業振興班 建築指導班</p>	<p>健康福祉部各班 公共建築住宅班 出納管理班</p>	<p>農地整備班 森林整備班 建設政策班 道路建設班 道路維持班 河川班 砂防班 公共交通班 交通総括班</p>	<p>都市建築部各班 業務水道班 農地整備班</p>	<p>産業労働観光部各班 環境生活政策班 健康福祉政策班 農政班 農産園芸班</p>
<p>県民からの相談対応に関すること。</p>	<p>被災者支援の総括及び調整に関すること。</p>	<p>交通状況の総括及び調整に関すること。</p>	<p>1 ライフライン（上下水道、電気、ガス、通信）の被害状況、復旧状況の把握及び各種調整に関すること。 2 住宅及び宅地の応急危険度判定に関すること。</p>	<p>市町村への食料物資供給の総括及び調整に関すること。</p>

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「秘書広報統括監」を「秘書広報総括監」に、「産業労働部長」を「産業労働観光部長」に改め、「都市建築部長」の下に「ぎふ清流国体推進局長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷  
平成二十年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社